

令和7年度香川県消費者の食の安全・安心推進計画

香川県

目 次

1 基本的な方向	1
2 食についての情報提供・啓発	1
(1) 県民への情報提供	
(2) 講習会の開催、講師派遣などによる消費者教育・啓発	
3 生産者・製造者・販売者との相互理解の推進	2
4 環境配慮の呼びかけ	3
(1) 環境にやさしい買い物運動の推進	
(2) 県民の環境へ配慮する意識の向上	
5 食品表示の適正化	4
(1) 適正な表示の実施に向けた指導体制	
(2) 消費者からの情報の収集	
(3) 普及啓発	
(4) 品質表示の適正化への取組み	
(5) 食品衛生監視指導の取組み	

1 基本的な方向

食に対する消費者の信頼を揺るがすような事態が続発する中、県民の食の安全・安心への関心は非常に高まっており、行政、食品関連事業者、消費者が、それぞれの責務や役割を果たす中で、食の安全・安心を確保するための施策が実施されることが大切である。

そのためには、これからの消費者は、一人ひとりが食について積極的に情報を収集し、食に対する知識を深めるとともに、食の安全・安心の確保に向けた施策についての意見交換や、商品選択において環境への配慮を行うなど、自らの責任において行動することが期待されている。さらに消費者からの情報提供などを通じ、食品表示の適正化が一層図られるとともに、消費者が心身ともに健康で安心、安全な食生活を送るため、家庭、学校、地域などで食育に関する普及啓発活動を推進していくことが重要となっている。

このため、「香川県食の安全・安心基本指針」に基づき、本県の地域の実情を踏まえ、「香川県消費者の食の安全・安心推進計画」を毎年度作成し、この計画に従い、各般の施策を実施する。

2 食についての情報提供・啓発

食の安全・安心や望ましい食生活についての情報提供を行うとともに、消費者教育・啓発事業を実施し、県民が食品について適切な判断を行い、生涯にわたって健全で豊かな食生活を送れるように努める。

(1) 県民への情報提供

○ 食の安全・安心等に関する情報提供

消費者に食品衛生や食品表示等についての理解を促すため、食中毒予防、食品表示等について、わかりやすく正確な情報提供に努める。

- ・ 食中毒予防等の食の安全・安心について情報提供（県ホームページ、県広報誌、県広報テレビ、ラジオ）
- ・ 食品表示に関する情報提供（県ホームページ）
- ・ 望ましい食生活が実践できるよう情報を県ホームページ等で発信

○ 食と農林水産物に関する情報の収集・提供

消費者と生産者の相互理解を深める取り組みである地産地消等を通して、県産農林水産物の魅力や重要性を発信する。

- ・ 県ホームページ、香川県産農畜水産物応援ポータルサイト「讃岐の食」、かがわの旬の一押し食材情報、Facebook「かがわの地産地消『讃太くん』」、Instagram「かがわ農産物応援団」など様々な情報媒体による情報発信

- ・ 農業体験や出前授業、グリーン・ツーリズム、農業者との交流会による食や農に対する理解促進
- ・ 「かがわ地産地消協力店」や「さぬきの夢取扱店」など「地域の食」を発信している事業者の取組み支援
- ・ 学校給食への県産農水産物の利用促進

(2) 講習会の開催、講師派遣などによる消費者教育・啓発

業 務 内 容	7 年度計画	6 年度計画 ()は 12 月末実績	5 年度実績
食の安全普及啓発事業における講習会	30 回 *	30 回 * (11 回、175 人)	25 回 535 人 *
消費生活センターの実施する講座、講師派遣	30 回	30 回 (18 回、456 人)	22 回 545 人

(* は高松市保健所分を含む)

3 生産者・製造者・販売者との相互理解の推進

生産者・製造者・販売者と消費者との情報や意見の交換により、両者が相互理解を深め、消費者の期待に沿ったよりよい食品供給につなげる。

業 務 内 容	7 年度計画	6 年度計画 ()は 12 月末実績	5 年度実績
三者懇談会 (生産者・製造者・販売者、行政、消費者の意見交換)	3 回、55 人	4 回、90 人 (5 回、107 人)	6 回、121 人

4 環境配慮の呼びかけ

農林水産物の生産は、環境の影響を大きく受けることなどから、食の安全・安心の確保のためには、県民の環境へ配慮する意識の向上が求められている。そこで、地球環境や人、社会、地域に配慮した消費行動である「エシカル消費」の普及・啓発に努める。

(1) 環境にやさしい買い物運動の推進

業 務 内 容	7 年度計画	6 年度計画	5 年度実績
エシカル消費の推進	エシカル消費に関するくらしのセミナー実施やチラシ配布		

(2) 県民の環境へ配慮する意識の向上

業 務 内 容	7 年度計画	6 年度計画 ()は 12 月末実績	5 年度実績
廃棄物発生抑制推進事業	ごみゼロ・じゅんかんぐるぐるBOOKの配布、ホームページの更新、小学校への環境学習の実施		
SNS「3Rかがわ」での情報発信（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム）	適宜配信	適宜配信 (フォロワー数 計 472)	適宜配信 (フォロワー数 (R6.3 月) X:150、 Facebook:54、 Instagram:186)
食品ロス・プラスチック削減推進事業	食品ロス削減やプラスチックの3Rに向け、県民及び事業者等の意識向上を図るための各種取り組みを実施		「スマート・フードライフ」の普及啓発の実施
出前講座やフードドライブの実施	出前講座 依頼により実施 フードドライブ 2 回	出前講座 依頼により実施 フードドライブ 2 回 〔 出前講座 16 回 フードドライブ 1 回 〕	出前講座 22 回 フードドライブ 2 回
事業者連携キャンペーンの企画・実施	消費者向けの啓発 キャンペーン実施	〔 消費者向けの啓発 キャンペーン実施 〕	消費者向けの啓発 キャンペーン実施
かがわプラスチック・スマートショップ（令和7年度目標 100 店舗）	登録店舗増加	登録店舗増加 (422 店舗)	285 店舗
かがわ食品ロス削減協力店（令和7年度目標 300 店舗）	登録店舗増加	登録店舗増加 (429 店舗)	385 店舗
食品ロス削減・プラスチックの3Rに対する表彰制度	実施	実施	【かがわ食品ロス削減大賞】大賞1件、優秀賞4件、特別賞1件 【かがわプラスチック・スマート大賞】大賞1件、優秀賞5件、特別賞1件

5 食品表示の適正化

(農林水産物の安全・安心確保計画、食品衛生監視指導計画を一部再掲)

食品表示制度についての指導、検査を強化し、「食品表示法」、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」に係る表示制度の普及啓発、店舗等への立入検査等の実施などにより、消費者の信頼確保に取り組む。

(1) 適正な表示の実施に向けた指導体制

食品の適正な表示について、各担当部局における指導体制の強化を図るとともに、庁内の関係部局と高松市保健所で構成する「香川県食品安全連絡会議食品表示部会」において連絡、調整を行う。

(2) 消費者からの情報の収集

消費者からの表示に関する情報・相談の受付窓口として食品表示110番を開設し、不適切な表示については調査を行い、改善の必要がある場合は指導等を実施する。

業 務 内 容	7 年度計画	6 年度計画 ()は 12 月末実績	5 年度実績
「食品表示 1 1 0 番」による 情報窓口設置	継続	継続 (11 件)	4 件

(3) 普及啓発

食品関係事業者の依頼等により、適正な食品表示についての講習会等を実施する。

また、県ホームページにて、食品表示に係る制度改正等の情報発信を行うとともに、食品関係事業者自身で食品表示が適正であるか確認できる「セルフチェックシート」を掲載する等、食品関係事業者に対して、適正な表示に係る意識啓発を行う。

業 務 内 容	7 年度計画	6 年度計画 ()は 12 月末実績	5 年度実績
食品関係事業者等に対する 説明会等(農水関連)	適宜実施	適宜実施 (14 回)	15 回
食品関係営業者等に対する 説明会等(衛生関連)	50 回 *	50 回 * (60 回) *	80 回

(* は高松市保健所分を含む)

(4) 品質表示の適正化への取組み

店舗等への定期的な巡回調査や食品表示 110 番への情報に基づく調査や立入検査、産地偽装の疑いのある食品についての科学的分析を実施し、食品表示の適正化を推進する。

- ・スーパーや産直施設などの小売店舗、卸業者や飲食店などへの巡回調査
- ・中間流通業者などの流通段階での表示状況の調査
- ・食品表示 110 番などの情報に基づく調査や立入検査
- ・健康食品の販売施設等への実地指導及び健康増進法など関係法令の周知広報
- ・アレルギー物質や遺伝子組換え農産物を含む食品の収去検査の実施
- ・産地偽装の疑いのある食品に対する、DNA 鑑定等科学的な分析
- ・消費者に著しく優良または有利であると誤認させる食品の表示について、景品表示法に基づく調査
- ・偽装表示など悪質な違反には法令に基づく指導・処分を実施し、必要に応じ公表

業 務 内 容	7 年度計画	6 年度計画 ()は 12 月末実績	5 年度実績
食品表示法（品質事項）に係る定期的な店舗の巡回調査	20 か所	20 か所 (20 か所)	20 か所
食品表示法（保健事項）及び健康増進法に係る調査	100 か所	100 か所 (76 か所)	103 か所
食品表示法（衛生事項）に係る調査	食品衛生監視指導計画に掲載		
米トレーサビリティ法に係る店舗の調査・指導等	50 か所	100 か所 (63 か所)	64 か所

(5) 食品衛生監視指導の取組み

食品衛生監視指導のなかで、アレルギー物質を含む食品に関する表示などの正しい食品表示を徹底するよう取組む（指標については、食品衛生監視指導計画に掲載）。